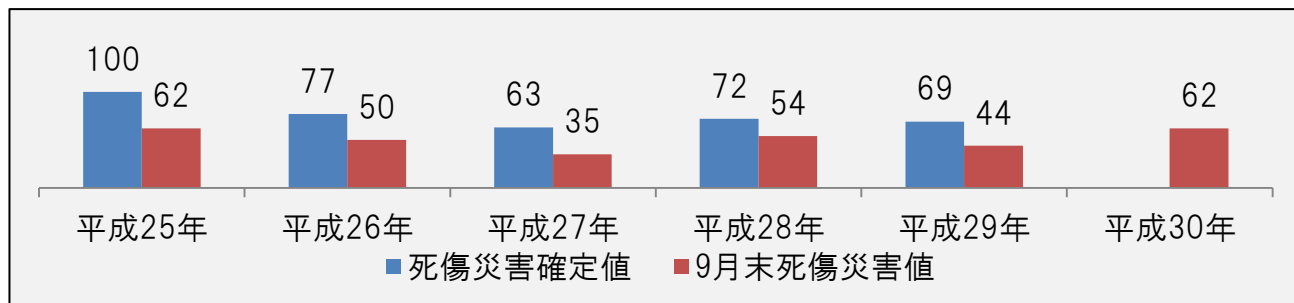


労働災害防止の取組の強化をお願いします！



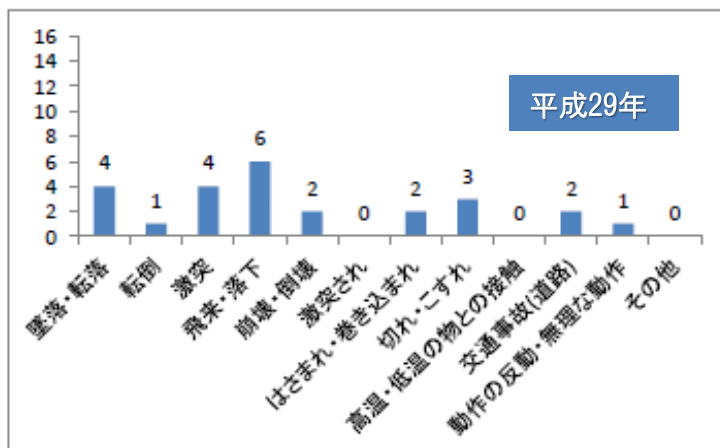
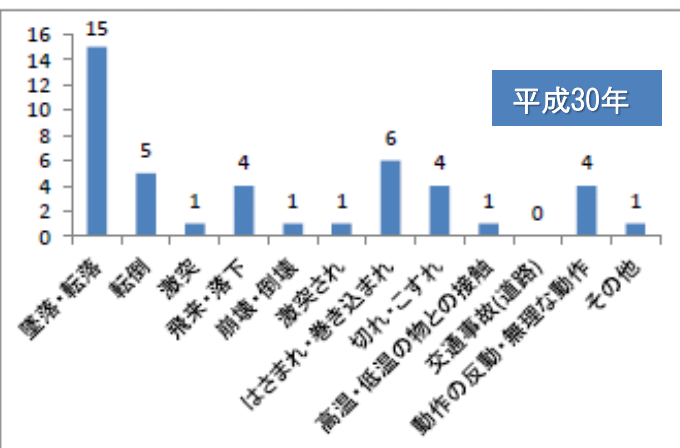
当署管内の建設業における休業4日以上死傷災害は、9月末現在62件で前年同期比40.9%の増加となっています。この件数は平成25年と同じ値で、このまま推移すると本年の確定値が100件前後となるのが危惧されます。

平成30年9月末の業種別内訳

業種	平成30年		平成29年		増減数 死傷	死傷 増減率
	死傷	うち 死亡	死傷	うち 死亡		
土木工事（小計）	12		12			
鉄骨・鉄筋家屋	18		8 (1)		10	125.0%
木造家屋建築	14		6		8	133.3%
その他の建築工事	11		11			
建築工事（小計）	43		25 (1)		18	72.0%
その他の建設（小計）	7		7			
建設業合計	62		44 (1)		18	40.9%

表のとおり、土木工事業、その他の建設業では、前年と比べて増減は認められませんが、建築工事業のうち、鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業、木造家屋建築工事業における労働災害が著しく増加しています。

平成30年9月末と前年同期の建築工事業における事故の型別内訳



墜落災害事例
7階建ビルの屋上に設けた単管足場上で、安全帯の掛け替えをしようとしたときに足を滑らせて地上まで墜落した。

はさまれ災害事例
2トンドンプの後方あおりを締めようとしたところ、指を挟み切断した。

転倒災害事例
スラブ配筋作業中に鉄筋材を2人で担いで移動するときに梁配筋に足をとられて、尻もちをついた。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

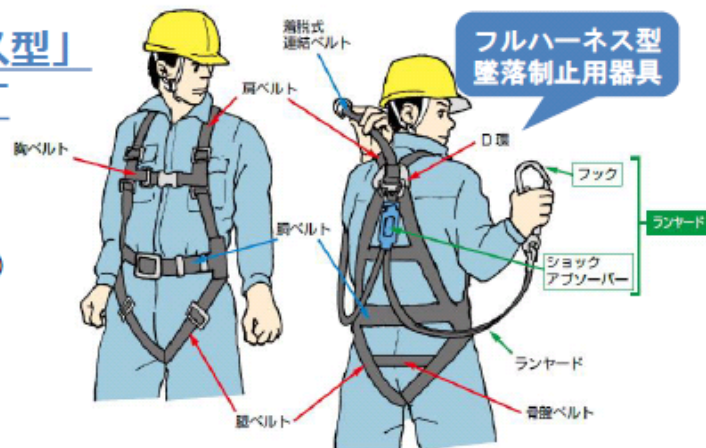
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

特別教育の改正は、平成31年2月1日から適用されますので、受講の必要な方へ教育実施をお願いします。